

山梨県防災新館オープンスクエア及び県民ひろば（以下：会場）の貸出については、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、県の「施設における感染拡大予防ガイドライン」の作成基準をもとに、次のとおり行うこととする。

【3密の回避】

① 換気設備の設置等（「密閉」の回避）について

- ビル管理法（建築物における衛生的環境の確保に関する法律）の対象施設であるため、法に基づく空気環境の調整に関する基準が満たされているか確認するとともに、換気設備の清掃、整備等の維持管理を適切に行う。
- 空気調和設備を常時稼働することとし、室内の換気を行う。
- 主催者に対し、利用時に30分に1回、5分程度、出入口や外部に面した扉を開放していただくよう要請する。

② 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）について

- オープンスクエアの利用者数は全面利用で100名程度、東西面利用で80名程度、東面利用で50名程度、西面利用で30名程度に制限する。（3㎡/人）
なお、主催者に対し、運動を伴う利用の場合は、常に社会的距離（対人距離1m以上）が保てる利用者数に制限していただくよう要請する。
- 主催者に対し、参加者については、事前予約制として、滞在時間の制限及び動線を工夫するなど対策をしていただくよう要請する。
- 主催者に対し、会場が混雑した場合は、入場者数制限をしていただくよう要請する。
なお、入場待ちの列を整理する際も社会的距離（対人距離1m以上）を確保していただくよう要請する。

③ 人と人との距離の確保（「密接」の回避）について

- 主催者に対し、会場内は社会的距離（対人距離 1m以上）を確保していただくよう要請する。
- 主催者に対し、人と人とが対面する場合は、アクリル板や透明ビニールカーテンなどで遮蔽していただくよう要請する。
ただし、消防法上、透明ビニールカーテンなどを利用する場合、天井から吊るす事及び 1m以上の物の利用は禁止する。
(令和 2 年 5 月 13 日 甲府中央消防署査察係確認)
- 主催者に対し、会場内は近距離での会話や発声を避けていただくよう要請する。
- 主催者に対し、会場内は大声で会話しないよう、BGM等は最小限にしていただくよう要請する。

【その他の感染防止対策】

④ マスクの着用

- 職員はマスク着用を厳守する。
- 主催者に対し、マスク着用を徹底していただくよう要請する。
- 主催者に対し、参加者については、マスク着用を周知徹底していただくよう要請する。

⑤ 手洗い・手指消毒

- 職員は定期的に手洗い、手指消毒を行う。
- 施設の各出入口に、手指消毒液を設置する。
- 会場及びトイレ内に、正しい手洗いに関するポスターを掲示する。
- 主催者に対し、定期的に手洗い、手指消毒を徹底していただくよう要請する。

主催者に対し、会場入口付近に手指消毒液を設置し、参加者については、利用を周知徹底していただくよう要請する。

⑥ 体調チェック

職員の体調管理を行い、発熱や軽度であっても風邪の症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状が認められる場合は、出勤を停止する。

主催者に対し、体調管理を行い、発熱や軽度であっても風邪の症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状が認められる場合は、会場に入場しないよう要請する。

主催者に対し、参加者については、会場入口付近で体調確認を行い、発熱や軽度であっても風邪の症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状が認められる場合は、会場への入場をお断りしていただくよう要請する。

⑦ トイレの衛生管理

不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、ドアノブ等）は定期的に清拭消毒を行う。

トイレの便蓋を閉めて汚物を流すよう、サインの掲示を行う。

エアータオルの利用を休止する。

⑧ 休憩スペースのリスク軽減

施設内共用部のベンチについては、対人距離を確保のため、間隔をあけて利用するよう、サインの掲示を行う。

⑨ 清掃・消毒

施設内共用部の不特定多数が接触する場所（手摺、エレベーターのボタンなど）は定期的に清拭消毒を行う。

主催者に対し、貸出什器及び備品（机、椅子など）は、利用前後に清拭消毒をしていただくよう要請する。

主催者に対し、会場内で参加者の手が触れる場所は、こまめに清拭消毒をしていただくよう要請する。

主催者に対し、参加者が共用する備品（ペン、道具、マイクなど）は、利用都度、清拭消毒をしていただくよう要請する。

主催者に対し、会場内で出たゴミは、ゴミ袋に密閉した上で会場から搬出し、適正に処分していただくよう要請する。

⑩ チェックリストの作成・確認

ガイドラインを遵守しているか確認するため、各項目についてチェックリストを作成し、会場貸出の都度、確認を行う。

【その他】

⑪ 県民ひろばの貸出は当面の間、休止する。

ただし、山梨県総務部財産管理課が特別に利用を認めた場合を除く。

⑫ オープンスクエア内での飲食は禁止する。

ただし、水分補給を目的とした、ペットボトルまたはマイボトル飲料は可とする。

⑬ 感染拡大予防対策用品（マスク、消毒液、遮蔽材など）は全て、主催者で用意し、会場利用後は全て持ち帰る。

⑭ 主催者は、参加者については、会場入口付近で体調確認を行う際に、「新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止する目的のみに使用」する旨を説明した上で、氏名、住所、電話番号を確認し、参加者一覧表を作成する。

なお、山梨県総務部財産管理課から求めがあった場合は、これを速やかに提出する。

⑮ ガイドラインに定めなき事項については、山梨県総務部財産管理課と主催者の協議により解決する。

以上